

建築士事務所登録情報インターネット閲覧規程

(目的)

第1条 本規程は、建築士法に基づく建築士事務所に関する情報をインターネットを通じて閲覧に供することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「建築士名簿・建築士事務所登録簿 WEB 閲覧システム」(以下、「インターネット閲覧システム」とは、建築士事務所に関する情報をインターネットを通じて閲覧できるようにするためのシステムをいう。

(適法範囲)

第3条 本規程は、インターネット上で建築士事務所の情報を閲覧する全ての利用者に適用する。

(閲覧情報の掲載責任者)

第4条 閲覧情報の掲載責任者は、一般社団法人熊本県建築士事務所協会(以下、当協会)とする。

(閲覧対象情報)

第5条 インターネット閲覧システムにより閲覧できる情報は、次に掲げるものとする。

- 一 建築士事務所名称、所在地、電話番号
- 二 事務所登録情報(登録年月日、登録番号、事務所資格区分)
- 三 申請者情報(個人・法人区分、申請者氏名、役職)その他役員情報
- 四 管理建築士情報、所属建築士情報
- 五 業務報告情報
- 六 処分情報

(閲覧情報の変更・削除)

第6条 当協会は、閲覧情報の内容について、予告なく変更または削除する場合がある。

(閲覧時間)

第7条 インターネット閲覧システムの利用可能時間は、24 時間 365 日とする。ただし、システムメンテナンス等により、一時的に利用を停止することがある。

(閲覧料)

第8条 インターネット閲覧システムの利用は無料とする。

(禁止事項)

第9条 利用者は、インターネット閲覧システムを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならない。

- 一 システムの不正アクセス
- 二 閲覧した情報の無断複製・転載・改ざん
- 三 システムの運営を妨害する行為
- 四 その他法令又は公序良俗に反する行為

(免責事項)

第10条 インターネット閲覧システムの利用によって利用者または第三者に発生した一切の損害について、責任を負わないものとする。また、システムの障害、通信回線の障害等により利用者が被った損害についても責任を負わないものとする。

(規程の改訂)

第11条 本規程は、必要に応じて改訂することができる。変更した場合は、当協会のホームページ上で告知する。

(閲覧環境)

第12条 インターネット閲覧システムは、以下の環境で閲覧することを推奨する。
推奨ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Firefox

(附 則)

1 この規程は令和7年6月1日から施行する。